

# 第 22 期 第 17 回 日高海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 5 年 12 月 18 日（月） 14 時 00 分～15 時 30 分

2 開催場所 日高振興局 201 会議室

3 出席委員 大澤 晃 弘 神田 勉 佐藤 勝  
中村 敬 梶川 徹 坂本 好則  
小松 伸美 深根 英範 山中 孝俊  
住野谷 張貴 中村 義弘

4 欠席委員 逢山 義幸 安田 司 白石 智泰  
浦川 聡

5 事務局（日高振興局） 水産課長 岸 鉄也  
漁業管理係長 松枝 直一  
主 事 渡部 孝之  
（日高海区漁業調整委員会） 事務局長 佐々木 真琴  
主 事 大谷 美夢

6 議事事項

議案第 1 号 定置漁業の免許申請について（答申）

議案第 2 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について（答申）

議案第 3 号 特定水産資源に関する令和 6 管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について（答申）

7 報告事項

（1）第 22 期第 12 回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

（2）秋さけ定置漁業の漁獲状況等について

（3）さんまに関する令和 5 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

8 その他

9 会議のてん末

事務局長 ただいまから、第 22 期第 17 回日高海区漁業調整委員会を開催  
します。

はじめに、大澤会長から挨拶を申し上げます。

大澤会長 みなさん、こんにちは。

今期、第 17 回目の委員会開催をご案内申し上げましたところ、  
皆様におかれましては、お忙しい中をご出席いただき、誠に有り難  
うございます。

また、日高振興局岸水産課長をはじめ、担当職員の方々には公務ご多忙の中、ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、管内の主要漁業であります秋さけ定置漁業につきましては、先月23日に漁期を終えたところでございますが、海区速報では、漁獲量が456トン、前年比23%。金額が4億2千万円、前年比の24%となり、一昨年、昨年に引き続き漁獲不振の年となり、非常に厳しい状況となっております。

また、後ほど報告があるかと思いますが、全道的にも前年を大きく下回る状況となっており、とりわけ日高管内を含むエリモ以西太平洋での漁獲不振が顕著となっているようでございます。

高水温が影響による来遊の阻害や沖での斃死の可能性なども報道されておりますがその原因はハッキリとしておりませんので、一刻も早く、原因の究明と資源回復に向け取り組み、日高管内の前浜が秋サケで賑わってくれることを切に願うばかりでございます。

さて、本日の委員会は、議案事項が3件、報告事項が3件となります。

皆様には、慎重なご審議をお願いしまして、簡単ではございますが開会のご挨拶といたします。

事務局長

それでは、大澤会長の議長により議事の進行をお願いします。

議長

それでは、議事に入ります。

人員の報告をいたします。

本日の委員会には、委員15名中11名の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

次に、議事録署名委員2名の選出でございますが、委員会規程により、私から指名させていただきます。

本日の署名委員は深根委員と中村敬委員をお願いいたします。

これより、議事に入ります。

議案第1号定置漁業の免許申請について、事務局から説明してください。

事務局長

議案第1号定置漁業の免許申請について答申につきましてご説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、お配りしております、資料1-1をご覧ください。

12月11日付けの北海道知事からの諮問文になります。

内容につきましては、令和5年10月31日付け北海道告示第11460号により公示した、第15次定置漁業権に係る海区漁場計画について、漁業法第69条第1項の規定により免許申請があったことから、同法第70条の規定により、当委員会に対し諮問するといった内容でございます。

ページをめくって頂きまして3ページ目から12ページ目にかけて、免許申請一覧表が添付されておりますのでご覧願います。

公示された定置漁業58件の漁場に対し、各1件、計58件の免

許申請がありました。

したがって、同一の漁場に対する複数の申請、いわゆる競願はありませんでした。

また、北海道における審査状況といたしましては、いずれの申請も内容に不備がなく、申請期間内に到達し適切に申請されており、資料の下ほどに北海道における審査状況という欄がございますが、ご覧いただけますとおり、いずれの申請も漁業法第72条第1項の申請者の適格性があって、第71条第1項各号に規定する免許をしない場合には、すべて該当しないとの審査状況となっております。

次に、諮問を受けた当委員会での審議内容につきまして、説明します。

別の資料に参りまして、資料1-2をご覧ください。

上から、知事は、免許の申請があったときは、法第70条の規定により、海区委員会の意見を聴かなければならないとされており、第72条第1項の申請者の適格性や法第71条第1項に規定する免許をしない場合に該当するか否かについて、委員会に対し意見を求めるものとなっております。

これは、免許に当たって知事の恣意的な判断の防止とともに、漁業調整上の問題が生じないように委員会での確認の機会を確保することを趣旨としたものでございます。

このため、二段目2つ目の丸に参りまして、当委員会においても、各免許申請が適格性を有しない者や免許をしない場合に該当するか否かに関し、道での審査状況等を踏まえながら審議することとなります。

また、なお書きにありますとおり、当該申請が免許をしない場合に該当する旨の意見を知事に対し述べようとするときは、あらかじめ当該申請者に通知のうえ、公開による意見の聴取を行うこととなります。

続きまして、第71条第1項に規定される免許をしない場合の具体的な内容につきましては、(1)に記載のとおり、1号として申請者が第72条に規定する適格性を有する者でないとき。2号として海区漁場計画の内容と異なる申請のとき。3号として漁業権の不当な集中に至るおそれがあるとき。4号として免許を受けようとする漁場の敷地や水面が、他人の所有や占有に属する場合においてその所有者や占有者の同意がないときのいずれかに該当する場合となっております。

さらに、第1号にあります第72条に規定する適格性の具体的な内容につきましては、(2)に移りまして、1つ目の二重丸に個別漁業権に係る適格性について、2つ目の二重丸に団体漁業権に係る適格性について、それぞれ記載がございますが、今般は、定置漁業になりますので、上段の二重丸に記載のとおり、第1号として漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者。第2号として暴力団員等であること。第3号として法人であって、その役員又は使用人のうち前2号のいずれかに該当する者がいること。第4号として暴力団員等が事業活動を支配する

者であることのいずれにも該当しない者が、適格性を有する者となっております。

本日の海区委員会では、申請者が法第72条の適格性を有する者であるか否かを含め、同法第71条第1項の免許をしない場合に該当するか否かについてご審議いただくこととなります。

2ページから3ページにかけ、関係する規定等を記載しております。

また、3ページ後段には、暴力団員等の法令上の定義などを抜粋しておりますので、適宜、ご確認願います。

次に、資料1-3としまして、第15定置漁業権免許申請審査表といったものを添付しておりますのでご覧願います。

資料の左側から、漁場番号、漁場の位置、申請の形態、申請者の住所氏名を記載しており、ここまでが申請の状況となっております。さらにその右側にまいりまして、法第71条第1項各号に規定する免許しない場合の4項目と、各申請に係る審査項目ごとの北海道の審査状況について括弧書きで記載しております。

また、一番右側には、適格性を有しない者又は免許しない場合に該当するか否かに関する委員会審議欄を設けておりますので、当該資料を用い、上から記載されている漁業権の順番に該当するかしないかご審議いただきます。

次に、資料1-4としまして、海区漁場計画と漁場図を添付してございますので、審議にあたりまして、必要に応じご活用いただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

最後になりますが、審議にあたりましては、漁業法第146条の規定により、海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することができないことと制限されております。これは、審議の中立性のための規定でございます。

第1号議案については、申請者の適格性を含む免許をしない場合に該当するか否かの審査となりますので、共同申請者も含めて、委員本人が申請者となっている場合や、委員が役員を務める法人が申請者となっている場合には、その委員は審議に加わることはできません。

したがいまして、該当する委員におかれましては、ご自身が関わる案件の審議にあたっては、海区委員と立場として会議に出席し、審議、評決に加わることはできませんので、ご承知願います。

なお、同条の但し書きでは、委員会の承認があった場合には、審議や表決に加わることはできませんが、参考人として会議への出席し発言することや委員の立場を離れた一般の傍聴者として会議に同席し傍聴することは認められておりますことを申し添え致します。

事務局からの説明は以上です。

議長

ただいまの説明につきまして、ご質問はございますか。

委員一同

(「ありません」の声)

議長

無いようですので、審議に入りたいと思いますが、事務局から説明がありましたとおり、委員ご自身が直接の利害関係を有する審議案件あつては、漁業法第146条の規定により、該当案件の審議、評決には参加できないこととなります。

したがいまして、これから読み上げる審議案件と委員におかれましては、それぞれの案件の際には、発言並びに評決への参加はご遠慮くださるようお願いいたします。

それでは、えさけ定第7号について、本日欠席しておりますが白石委員。えさけ定第14号について佐藤委員。様さけ定第2号について坂本委員。本日欠席しておりますが浦さけ定第7号及び第8号について浦川委員。三さけ定第3号について梶川委員。静さけ定第1号及び第2号について、私、大澤でございます。

ただいま、お名前をあげた委員におかれましては、法第146条の規定により審議に加わることはできませんが、同条の但し書きの規定に基づき、委員会の承認を得て委員としての立場を一旦離れ、その場で傍聴して頂くことができますので、このように取り計らってよろしいでしょうか。

委員一同

(「異議なし」の声)

議長

それでは、該当する委員におかれましては、該当案件の際、離席せずそのままの席で結構ですので、委員外の立場として傍聴して頂きたいと思います。

また、私に関係します、静さけ定第1号及び第2号を含む静内地区の審議の際には、一旦、議事から外れさせていただき、神田副会長に議事をお願いしてよろしいでしょうか。

神田副会長

はい。

議長

それでは、静内地区の審議についきましては、神田副会長に議長をお願いしたいと思います。

では、審査表に沿って地区ごとに審議して参ります。

審議に当たりましては、各申請が法第72条第1項各号の適格性を有しない者及び法第71条第1項の免許をしない場合に、該当するまたは該当しないと明確にご発言願います。

それでは、庶野地区について事務局から説明してください。

事務局長

資料1-3、免許申請審査表をご覧ください。

当該資料に沿いまして、地区ごとに説明していきたいと思います。少々お時間を要しますがよろしくお願い致します。

また、説明にあたりましては、漁場の位置、申請者の住所に係る郡の名称並びに氏名に係る敬称を省略させていただくほか、3名以上の共同申請の場合には、申請代表者の住所氏名のみ説明とさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、説明に入ります。

資料1ページ目庶野地区です。

資料上から、えさけ定第1号につきまして、えりも町字庶野68番地の94、有限会社共栄漁業部、代表取締役、池原孝一から

の法人単独申請となっております。

この申請に対する道の審査状況と致しましては、法第72条の適格性がある、法第71条第1項各号の免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第2号につきまして、えりも町字目黒23番地、有限会社マルイワ岩井水産、代表取締役、岩井弘臣からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合いずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第3号並びに、1段飛ばしましてえさけ定第5号の2件につきましては、いずれもえりも町字本町182番地の2、えりも漁業協同組合、代表理事組合長、坂本好則ほか個人105名による漁協個人の共同申請となっております。ほか105名の内容につきましては、1枚めくっていただきまして、記載されております方々となっております。

戻っていただきまして、道の審査状況と致しましては、共同経営者を含め、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第4号につきまして、えりも町字庶野600番地7、丸共漁業有限会社、代表取締役、早瀬直樹からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

庶野地区の説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

審議に入ります。

ただいま説明のあった、えさけ定第1号、えさけ定第2号、えさけ定第3号、えさけ定第4号及びえさけ定第5号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありましたので次に参ります。

えりも地区の説明をお願いします。

事務局長

えりも地区を説明します。

資料3ページをご覧ください。

上から、えさけ定第6号につきましては、えりも町字えりも岬92番地の1、有限会社丸宝共宝漁業部、取締役、佐々木和秋からの法人単独による申請となっております。

この申請に対する道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第7号につきまして、えりも町字えりも岬106番地、有限会社襟裳興産、取締役、白石智泰からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第8号につきまして、えりも町字えりも岬112番地、有限会社丸岬漁業部、取締役、山形睦からの法人単独

による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第9号につきまして、えりも町字東洋216番地の1、有限会社丸協東洋漁業部、代表取締役、小山内末壽からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第10号につきましては、えりも町字東洋71番地の109、有限会社協和水産、取締役、藤井祐二からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第11号につきましては、えりも町字本町182番地の2、えりも漁業協同組合、代表理事組合長、坂本好則からの漁協単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第12号につきましては、えりも町字新浜16番地、岩間漁業有限会社、代表取締役、岩間幸賞からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第13号につきましては、えりも町字本町202番地、有限会社山形漁業、代表取締役、山形貞二からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第14号につきましては、えりも町字大和327番地の1、有限会社菱栄協栄水産、代表取締役、佐藤勝からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第15号につきましては、えりも町字笛舞80番地、有限会社安保漁業、代表取締役、安保好光からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、えさけ定第16号につきましては、えりも町字笛舞14番地、有限会社丸傳水産、代表取締役、傳法貴司からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

えりも地区最後になりますが、えさけ定第17号につきましては、えりも町字近浦277番地の46、有限会社丸海漁業、代表取締役、上野陽司からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいま説明のあった、えりも地区、えさけ定第6号、えさけ定第7号、えさけ定第8号、えさけ定第9号、えさけ定第10号、えさけ定第11号、えさけ定第12号、えさけ定第13号、えさけ定第14号、えさけ定第15号、えさけ定第16号及びえさけ定第17号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同 「(該当しません) の声」

議長 該当しないとの声がありましたので次に参ります。  
冬島地区の説明をお願いします

事務局長 資料4ページをご覧ください。  
上から、様さけ定第1号につきましては、様似町字旭102番地の2、有限会社丸協協栄水産、代表取締役、岸昌明と様似町字冬島214番地の10、有限会社港水産、代表取締役、港三男の法人共同による申請となっております。  
道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。  
続きまして、様さけ定第2号につきましては、様似町字冬島18番地、有限会社坂本水産、代表取締役、坂本好則からの法人単独による申請となっております。  
道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。  
最後になりますが、様さけ定第3号及び様さけ定第4号の2件につきましては、いずれもえりも町字冬島3番地の1、有限会社丸三漁業部、代表取締役、坂本拓也からの法人単独による申請となっております。  
道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

議長 それでは、審議に入ります。  
ただいま説明のあった、冬島地区、様さけ定第1号、様さけ定第2号、様さけ定第3号及び様さけ定第4号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同 「(該当しません) の声」

議長 該当しないとの声がありましたので次に参ります。  
様似地区の説明をお願いします

事務局長 資料5ページをご覧ください。  
上から、様さけ定第5号につきましては、様似町本町3丁目71番地、有限会社かねとう漁業部、代表取締役、三上徹からの法人単独による申請となっております。  
道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。  
続きまして、様さけ定第6号につきましては、様似町本町3丁目71番地、有限会社かねとう漁業部、代表取締役、三上徹並びに様似町本町3丁目71番地、有限会社三印漁業部、代表取締役、三上



耕雄治による法人の共同申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、様さけ定第7号につきましては、様似町字港町5番地、様似さけ定置網漁業生産組合、代表理事、向井進からの漁協単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、様さけ定第8号につきましては、様似町本町3丁目71番地、有限会社三印漁業部、代表取締役、三上耕雄治からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、様似地区の最後、様さけ定第9号につきましては、様似町字鶴苫292番地、有限会社久野漁業、代表取締役、久野俊昭からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

議長

それでは、審議いたします。

ただいま説明のあった、様似地区の様さけ定第5号、様さけ定第6号、様さけ定第7号、様さけ定第8号並びに様さけ定第9号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありましたので次に参ります。  
浦河地区の説明をお願いします。

事務局長

資料6ページをご覧ください。

上から、浦さけ定第1号及び浦さけ定第2号の2件につきましては、ともに浦河町浜町32番地、有限会社三水漁業、代表取締役、小西哲平からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、浦さけ定第3号及び浦さけ定第4号の2件につきましては、ともに浦河町大通2丁目12番地、有限会社丸十漁業、代表取締役、奥田宗一郎からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、浦小さけ定第1号につきましては、様似町字白泉23番地の4、宇田豊ほか、記載されております個人4名からの個人共同申請となっております。

道の審査状況と致しましては、共同申請者を含め、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、浦小さけ定第2号につきましては、様似町字井寒台125番地の2、野田豊ほか、記載されております個人3名からの個人共同申請となっております。

道の審査状況と致しましては、共同申請者を含め、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

浦河地区の説明は以上です。

議長

それでは審議いたします。

ただいまの、浦河地区、浦さけ定第1号、浦さけ定第2号、浦さけ定第3号、浦さけ定第4号並びに浦小さけ定第1号及び浦小さけ定第2号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありましたので次に参ります。  
荻伏地区の説明をお願いします。

事務局長

資料7ページをご覧ください。

上から、浦さけ定第5号及び浦さけ定第6号の2件につきましては、ともに浦河町荻伏町205番地、有限会社古森漁業、代表取締役、古森雅之からの法人単独による申請となっております。

この申請に対する道の審査状況と致しましては、ともに法第72条の適格性がある、法第71条第1項各号の免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、浦さけ定第7号及び浦さけ定第8号の2件につきましては、ともに浦河町荻伏町223番地の4、有限会社カネヤス大洋漁業、代表取締役、浦川聡からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

荻伏地区の説明は以上です。

議長

それでは審議いたします。

荻伏地区の浦さけ定第5号、浦さけ定第6号、浦さけ定第7号及び浦さけ定第8号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありましたので次に参ります。  
三石地区の説明をお願いします。

事務局長

8ページをご覧ください。

上から、三さけ定第1号及び三さけ定第2号の2件につきましては、ともに新ひだか町三石鳧舞75番地、有限会社住吉丸、代表取締役、馬場欣治からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、三さけ定第3号につきましては、新ひだか町三石本町138番地の5、有限会社丸正漁業、代表取締役、梶川徹からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、三石地区の最後になりまして、三さけ定第4号及び三さけ定第5号の2件につきましては、ともに新ひだか町三石本町136番地、有限会社丸富富永水産、代表取締役、富永信からの

法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

三石地区の説明は以上です。

議長

それでは審議いたします。

三石地区の三さけ定第1号、三さけ定第2号、三さけ定第3号、三さけ定第4号及び三さけ定第5号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありましたので次に参ります。

ここで静内地区に入りますが、静内地区は、私に関わる案件が含まれておりますので、議長を神田副会長に交代いたします。

そのままの位置でお願いいたします。

神田副会長

早速ですが、大澤会長に代り議長を務めさせていただきます。

それでは、静内地区の申請について事務局から説明してください。

事務局長

静内地区を説明します。

資料9ページをご覧ください。

上から、静さけ定第1号並びに静さけ定第2号の2件につきましては、ともに新ひだか町静内春立122番地、有限会社大澤漁業部、代表取締役、大澤晃弘ほか、記載の個人2名からの法人個人による共同申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、静さけ定第3号につきましては、新ひだか町東静内141番地、有限会社出羽漁業部、代表取締役、山下昌和からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続いて、静さけ定第4号並びに静さけ定第5号の2件につきましては、ともに新ひだか町静内入船28番地、有限会社本庄漁業部、代表取締役、本庄政芳からの法人単独による申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、静さけ定第6号につきましては、新ひだか町静内入船11番地、有限会社土屋漁業、代表取締役、土屋安男からの法人単独による申請となっております。

審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、静内地区の最後になります。

静小ささけ定第1号につきましては、新ひだか町東静内187番地の1、畑中仁ほか、記載の個人5名による個人の共同申請となっております。

道の審査状況と致しましては、共同経営者含め免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

静内地区の説明は以上です。

神田副会長

それでは審議いたします。

静内地区、静さけ定第1号、静さけ定第2号、静さけ定第3号、静さけ定第4号、静さけ定第5号、静さけ定第6号並びに静小さけ定第1号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

神田副会長

該当しないとの声がありましたので次に参ります。

議長を任された案件の審議が終わりましたので、大澤会長にお返しします。

議長

神田副会長、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き審議を続けます。

新冠地区の申請者について説明してください。

事務局長

資料10ページをご覧ください。

上から、新さけ定第1号、新さけ定第2号並びに新さけ定第3号の3件につきましては、3件ともに新ひだか町静内春立141番地、ひだか漁業協同組合、代表理事、石井善広からの漁協単独申請となっております。

この申請に対する道の審査状況と致しましては、3件ともに法第72条の適格性があって、法第71条第1項各号の免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

新冠地区の説明は以上です。

議長

それでは審議に入ります。

ただいま的新冠地区にかかる新さけ定第1号、新さけ定第2号、新さけ定第3号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありましたので、次に参ります。

それでは、最後、門別地区の説明をお願いします。

事務局長

最終ページ、資料11ページをご覧ください。

上から、門さけ定第1号並びに門さけ定第2号の2件につきましては、ともに、新ひだか町静内春立141番地、ひだか漁業協同組合、代表理事、石井善広からの漁協単独申請となっております。

道の審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、門さけ定第3号につきましては、日高町門別本町108番地、有限会社本町定置漁業部、代表取締役、黒瀧茂至からの法人単独による申請となっております。

審査状況と致しましては、免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

続きまして、門さけ定第4号並びに門さけ定第5号の2件につきましては、ともに日高町字富浜43番地の1、有限会社小林漁業部、代表取締役、梶川弘治並びに日高町字富浜28番地の3、有限会

社富浜定置漁業部、代表取締役、梶川博による法人共同の申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

門別地区の最後になります、門さけ定第6号並びに門さけ定第7号の2件につきましては、ともに日高町字富浜28番地の3、有限会社富浜定置漁業部、代表取締役、梶川博と日高町字富浜43番地の1、有限会社小林漁業部、代表取締役、梶川弘治による法人共同の申請となっております。

道の審査状況と致しましては、ともに免許しない場合のいずれにも該当しないとのことです。

議長

審議に入ります。

ただいまの門別地区にかかる門さけ定第1号、門さけ定第2号、門さけ定第3号、門さけ定第4号、門さけ定第5号、門さけ定第6号及び門さけ定第7号の各申請につきまして、該当しますか。

委員一同

「(該当しません) の声」

議長

該当しないとの声がありました。

これで、日高海区における58件すべての申請について審議が終わりました。

審査の結果につきましては、いずれの申請も法第72条第1項の申請者の適格性の有無を含め第71条第1項に規定する免許しない場合に該当しないとの発言でございました。

つきましては、すべての申請について免許しない場合に該当しないと認められる旨、北海道知事に答申してよろしいでしょうか。

委員一同

「(異議なし) の声」

議長

それでは、そのように決定し知事に答申いたします。

続きまして、議案第2号知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について振興局より説明願います。

松枝係長

振興局水産課松枝です。

議案第2号、知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について、漁業許可の公示に係る諮問6件について、各漁業許可の有効期間満了を迎えますことから、知事から諮問が行われたものです。

初めに、資料2の1をご覧ください。

1 ページ目は諮問文となります。

2 ページ目をご覧ください。

すけとうだら固定式刺し網漁業につきましては、操業海域を日海共第42号共同漁業権漁場区域、日高管内各漁業協同組合単有漁業権漁場である日海共第22号、24号、26号、28号、30号、32号、34号共同漁業権漁場区域及び道南東部海域に分類しており、従前から変更ありません。

(3) 漁業時期につきましては、従前から変更なく、共同漁業権漁場区域は毎年、4月1日から翌年3月31日まで、道南東部海域は毎年、12月1日から翌年3月31日までとしています。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、事前に聞き取りを行い、操業区域ごとに表のとおり設定しています。

その他船舶の総トン数、漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更ありません。

申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則に基づき、1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日まで、起業の認可の期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までと設定しているほかは従前から変更ありません。

以下4ページまですけとうだら固定式刺し網漁業に関する資料となっておりますので、後ほどご確認ください。

資料2の2、5ページが諮問文です。

6ページをご覧ください。

小型さけ・ますはえ縄漁業につきましては、漁業を営む者の資格が十勝、釧路及び根室のいずれかの総合振興局又は振興局管内に住所を有する者とされており、日高振興局管内に住所を有する者は対象者ではありませんが、操業区域に日高振興局管内沖合海域が含まれていることから、諮問が行われたものです。

制限措置等の内容につきましては、(3) 漁業時期、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数など、全て従前から変更ありません。

申請すべき期間につきましても、他の知事許可漁業と同様に、北海道漁業調整規則に基づき、1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

続きまして、資料2の3、7ページをご覧ください。

これから説明します、つぶかご、潜水器、小型機船底びき網各漁業の諮問文となっております。

8ページをご覧ください。

つぶかご漁業につきましては、(2) 操業区域を日高振興局管内沖合海域と設定しており、従前から変更ありません。

(3) 漁業時期、(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数等につきましても、従前から変更ありません。

申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則に基づき、1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の期間を令和6年4月1日から令和9年3月31日まで起業の認可の期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日までと設定しているほかは従前から変更ありません。

9ページをご覧ください。

潜水器漁業につきましては、(2) 操業区域を、日海共第15号、13号、11号、9号、9号及び浦河港周辺区域、7号、5号、3号、1号共同漁業権漁場区域に漁業種類ごとに分類しており、従前から変更ありません。

(3) 漁業時期につきましては、漁業種類ごとに資料のとおり設定しており、従前から変更ありません。

(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、従前は対象魚種に基づく漁業種類及び操業区域ごとに上限の隻数を明記しておりましたが、後述します当該漁業を営む者の資格として操業区域内に対象魚種を内容とする同漁業権漁場区域を含む場合

は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者を条件としていることから、制限措置での数の設定を要さないため、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を定めないとしています。

この後ご説明します小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい）、小型機船底びき網漁業、（手繰第三種漁業）、（なまこ）も同様の考え方により、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を定めないとしています。

漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更なく、ア日高振興局管内に住所を有する者、イ操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者と設定しています。

申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則に基づき、1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、起業の認可の期間を令和6年4月1日から令和7年9月30日までと設定しているほかは従前から変更ありません。

以下10ページまで潜水器漁業関係となっておりますので、後ほどご確認ください。

小型機船底びき網漁業、手繰第三種漁業、ほっきがい、えぞばかがい又はさらがいにつきましては、（2）操業区域を、日海共第19号、17号、15号、11号、9号、7号、5号、3号、1号共同漁業権漁場区域に分類しており、従前から変更ありません。

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、前述しました潜水器漁業と同様に、船舶の数を定めないとしています。

漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更なく、ア日高振興局管内に住所を有する者、イ操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者、と設定しています。

申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則に基づき、1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、起業の認可の期間を令和6年4月1日から令和7年9月30日まで、と設定しているほかは従前から変更ありません。

12ページをご覧ください。

小型機船底びき網漁業、手繰第三種漁業、なまこにつきましては、操業海域を、日海共第19号、17号、15号、13号、11号、9号、7号、5号、3号、1号共同漁業権漁場区域に分類しており、従前から変更ありません。

（4）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数につきましては、前述しました潜水器漁業と同様に、隻数を定めないとしています。

漁業を営む者の資格につきましては、従前から変更なく、ア日高振興局管内に住所を有する者、イ操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者と設定しています。

申請すべき期間につきましては、北海道漁業調整規則に基づき、1月を下らない範囲内において期間を設定しています。

備考につきましては、許可の期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日まで、起業の認可の期間を令和6年4月1日から令和

7年9月30日までと設定しているほかは従前から変更ありません。

議案第2号知事許可漁業に係る内容及び申請期間等の説明は以上となります。

議長 　　ただいま、振興局の方から道南太平洋海域のすけとうだら固定式刺し網漁業のほかの制限措置について、一括の説明がございましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

委員一同 　　「(ありません) の声」

議長 　　無ければ、議案第2号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同 　　「(異議なし) の声」

議長 　　異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

　　続きまして、議案第3号、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、また、関連して報告事項3のさんまに関する令和5管理年度における知事管理漁獲量の変更について、事務局から一括して説明願います。

事務局長 　　それでは、議案第3号並びに報告事項3につきまして一括してご説明いたします。

　　資料3-1、令和5年11月15日付け漁管第1864号、当海区あて諮問文をご覧ください。

　　今回の諮問の内容につきましては、大きく2点ございますが、1点目が、漁業法第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源に関する令和6管理年度における漁獲可能量を定めるにあたり、同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くもので、対象は令和6年1月から12月までを管理期間とするさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3種の知事管理漁獲可能量についてです。

　　2点目につきましては、文中のまた書き以降になりますが、令和6管理年度のさんま及びまいわし太平洋系群の国の留保からの追加配分等に伴い漁獲可能量を変更する場合に、速やかに配分するための取扱いについて、同条第5項において準用する同条第2項の規定に基づき当委員会の意見を聴くものです。

　　まず、令和6管理年度における漁獲可能量及びその配分についてご説明いたします。

　　1枚めくっていただきますと、諮問文の別紙1に、知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量の案が示されておりますが、さらに2枚ほどめくっていただき、4ページ目の資料1-1、令和6年のTACについてと記載した資料で詳細を説明いたします。

　　これは、11月2日に開催された水産政策審議会資源管理分科会を経て、国から示された令和6管理年度における漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要などを示した資料となっております。

　　まずさんまですが、さんまは国際交渉により我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合でさんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたこと



に伴い国全体の漁獲可能量が約3万7千トン減の11万8,131トンとなっています。

この管理措置は令和6管理年度についても同様となり、北海道への配分につきましても昨年同様の4,800トンとなっております。

なお、本年令和5管理年度の配分につきましては、先般、11月2日に漁獲可能量を変更し追加配分が行われたところでございますが、報告事項3にて後ほどご説明いたします。

サンマに関しましては、来年開催予定のNPFC年次会合で新たな管理措置が採択された場合には、変更される可能性がある旨ご了承いただければと思います。

次にマアジですが、マアジ太平洋系群と対馬暖流系群がありますが、TAC管理上は全国で両系群を合わせて一本の管理が行われています。

太平洋系群のMSYを達成する親魚量、これを目標管理基準値といい、資料上ではSBMSYと記載されている数字ですが、これが6万トン、2022年の平均親魚量は2万6千トンで、目標管理基準値を下回っている資源状態となっております。

一方、対馬暖流系群のMSYを達成する親魚量は25万4千トン、2022年の平均親魚量は28万8千トンで、MSYを上回る資源状態となっております。

令和6管理年度のTAC配分については、資源管理基本方針に定める漁獲シナリオにより算定されたABCのうち、日本分の両系群の合計値16万6,800トンが令和6年のTACとして設定されています。

また、TACは大臣管理と都道府県知事管理に配分されますが、大臣管理漁業の大中型まき網漁業への配分が59,100トン、都道府県知事管理分のうち北海道に定める数量は、これまで同様、現行水準となっております。

続きまして、マイワシ太平洋系群ですが、太平洋系群のMSYを達成する親魚量は118万7千トン、2022年の平均親魚量は240万5千トンで、MSYを上回る資源状態となっております。

令和6管理年度のTAC配分につきましては、11月2日の水産政策審議会資源管理分科会で変更された漁獲シナリオにより算定された97万1千トンとなっており、括弧内にあります前年の92万2千トンより増え、令和6年のTACが設定されております。

太平洋系群は、大臣管理漁業の大中型まき網漁業への配分が63万6,200トン、北海道の北海道の知事管理量は、前年より5,800トン少ない32,800トンの設定となっております。

全体のTACが増えたのになぜ北海道の配分が減ったかということにつきましては、配分の基礎となる漁獲実績の基準年が、新たに令和2年から令和4年までの3年間に変更となったことから、北海道の割合が、4.92%から3.97%に減少したためとのございます。

なお、国ではマイワシのTACの15%相当、14万5,700トンを留保しておりますが、予めIQ管理区分への追加配分しておりますので、留保は最終的に116,500トンとなっております。

この留保は、漁期中に当初配分枠を超過する恐れが生じた場合など、現場に支障が生じないように速やかに対応するため措置されているものです。

ただいま説明してきました、魚種や系群ごとのMSYを達成する

親魚量の詳細や、国と都道府県への配分に係る詳細につきましては、資料 3-2、3-3 に国の資料を添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、それぞれの魚種に係る道内知事管理区分への配分についてご説明いたします。

資料 5 ページ目、右肩に資料 1-2 と記載された資料をご覧ください。

まずサンマについて、配分の考え方ですが、まず国から配分された数量について、知事許可漁業であるサンマ棒受け網及び流し網を対象とする北海道さんま漁業の管理区分と、それ以外のその他漁業の管理区分で管理し、サンマ漁業については数量を配分して管理することとし、その他漁業については現行水準とします。

国から配分された 4,800 トンのうち、サンマ漁業への配分については、全サンマの組合員がオホーツク海海域で操業するための採捕枠として、1,600 トンが上乘せされておりますので、これは全てさんま漁業に配分され、4,800 トンから 1,600 トンを除いた 3,200 トンに対し、直近 3 カ年の平均採捕数量の比率、99.69% をかけた数量 (3,190 トン) がさんま漁業に配分され、4,700 トンとなっております。

続きまして、次のページ、資料 1-3 のマアジにつきましては、国から北海道に示された数量が現行水準であるため、これまで同様、現行水準として全道で管理区分を分けず管理するものです。

続きまして、次のページ、資料 1-4 のマイワシをご覧ください。

国から北海道に示された数量のうち、道東の小型さんま漁船によるマイワシ資源の活用やロシア 200 海里水域サケマス流し網漁業の代替などで行われる火光を利用する敷網試験操業へは、令和 4 管理年度と同量の 2 万 5,000 トンの配分となっております。

その他漁業は、道南太平洋海域の待ち網漁業での採捕が大半を占めておりますが、現行水準とし、これまで同様の取扱となります。

なお、資料の下の方に参考として、近年の採捕実績を記載しておりますが、近年 3 カ年では令和 3 年の 2 万 8,722 トンが最も多くなっております。

その他漁業での採捕は、1 万トンから 2 万トンで推移しておりまして、道南太平洋海域の待ち網漁業による採捕量が全道その他漁業採捕量の 9 割以上、マイワシの採捕量全体で見ても 6 割を超える状況となっておりますので、道全体の TAC が超えることがないように適切に管理を行うとのことをございます。

資料の 8 ページ、資料 1-5 には、令和 5 年と令和 6 年の比較について、記載がありますので、後ほどお目通し願います。

続きまして、諮問内容の 2 点目でございます、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について案につきまして、資料が戻り恐縮ですが、3 ページ目の別紙 2 をご覧ください。

まず上から、背景ですが、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法第 16 条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりますが、これまで、サンマ及びマイワシ太平洋系群の漁獲可能量の配分の変更にあたっては、操業に影響が出ないよう配分の迅速性を確保するために、予め行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、その方法について、事前に関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで、変更については事後報告で対応できると

されてきたところ です。

2の今後の取扱いをご覧ください。

今後、サンマの国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1の第3に基づき全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため関係海区漁業調整委員会への事後報告で対応させていただきたいと考えております。

また、マイワシ太平洋系群の国の留保からの追加配分及び融通についても、道方針別紙1-3の第3において、予め定めた方法により配分することとしておりますが、その方法は全量を北海道漁獲可能量へ配分することとし、これについても知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、引き続き海区委員会への事後報告で対応させていただきたいと考えております。

議題3の説明は以上になりますが、関連しますので、引き続き報告事項3につきましてご報告致します。

最後に添付しております、報告事項3と右肩に記載された資料をお願いします。

これは、国の留保から追加配分に伴い令和5管理年度に係るさんまのTAC数量について変更した旨、令和5年11月2日付けの北海道知事からの報告となっております。

変更の内容につきましては、ページをめくって頂きまして、北海道漁獲可能量が、変更前4,800トンから変更後10,713トンに、そのうち北海道さんま漁業の配分が、変更前4,600トンから変更後10,513トンに、それぞれ変更されております。

サンマの配分につきましては、全サンマさんま、道東小さんま、オホーツクサンマ協議会、岩手小さんまの4者による確認書に基づき、配分が行われることとなっており、北海道に対し当初4,800トンが配分されておりましたが、今年は、オホーツク海でサンマ漁場が形成され漁獲が積み上がったことにより、国の留保枠から5,913トンの追加配分が行われたところです。

サンマに係る国の留保からの追加配分及び融通については、北海道資源管理方針において、全量を北海道さんま漁業から加除すると規定されていることから、全量を北海道さんま漁業に配分したものとなっており、本年6月19日に開催しました当海区委員会におきまして、北海道資源管理方針に基づく配分数量の変更については、海区委員会へ事後報告で対応することに決定しているため、このたび報告があったものです。

長くなりましたが議案3号の諮問内容と報告事項3の説明は以上となりますので、ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

議長

ただいま、サンマ、マアジ、マイワシ太平洋系群に関する令和6管理年度の配分案について説明がありました。

また、途中、オホーツク海海域での漁場形成に伴い、令和5管理年度のサンマについて、配分が変更された旨の報告がありました。

ただいまの説明にご意見、ご質問はありますか。

委員一同

「(ありません) の声」

議長

無ければ、議案第3号について、適当と認めてよろしいですか。

委員一同

「(異議なし) の声」

議長

異議が無いようですので、諮問のとおり、適当であることを知事へ答申することとします。

それでは、本日の議案事項は以上になりますので、残る報告事項に移りたいと思います。

報告事項1の連合海区の開催結果について及び、報告事項2の秋さけ定置漁業の漁獲状況等について関連しますので、一括して、事務局から説明願います。

事務局

報告事項1及び報告事項2について、関連しますので一括して説明致します。

まず、右肩に報告事項1と記載された資料の1ページ目をご覧願います。

第22期第12回の連合海区委員会が、11月30日に札幌市で開催され、私が出席しております。

会議の内容につきましては、記載されておりますとおり、議案事項としまして、北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示についての1件、報告事項としまして、秋サケに関する沿岸漁獲状況、親魚捕獲採卵状況、来遊状況並びに全国の捕獲採卵、漁獲状況についての4件の報告となっております。

議事の内容につきましては、管内に関係するものもございますので、概要についてご説明いたします。

まず、議案第1号のかじき等流し網漁業に関する委員会指示につきまして、資料1枚めくっていただきまして、3ページ目をご覧願います。

1番目、これまでの経緯につきましては、北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業のうち、10トン以上船につきましては、昭和58年から連合海区の承認制度が導入され、平成元年からは、大臣の届出漁業になり、現在では、大臣及び知事許可漁業として漁業が営まれております。

一方、10トン未満のかじき等流し網漁業におきましては、昨年の令和4年までは自由漁業として位置付けられていたため、漁業実態に不明な点が多く、また、かじき等流し網漁業の漁獲対象となるクロマグロがTAC魚種になったことやカジキ類やサメ類について、WCPFCから保存管理措置が求められるなど状況が大きく変化したことから、本年、令和5年1月1日からは、操業隻数や漁獲量等の基礎情報の収集や管理のあり方を検討するため、委員会指示による承認制が導入されており、令和6年についても引き続き委員会指示を発出するといった経緯となっております。

2番目にあります指示の主な内容につきましては、前年同様で、操業実績者ほか委員会が認める者であって、現に漁労設備等を有し着業準備が整っている者を承認の対象者とし、指示の期間が令和6年1月1日から12月31日までの1年間となっております。

3番の令和5年からの変更点につきましては、ひとつめ、委員会指示の内容で、操業の制限等の一部について、知事許可漁業と同様に、関係者間の合意により制限を適用除外できるよう変更されております。

ふたつめといたしまして、事務取扱要領の内容につきまして、ア

として、漁労設備及び漁具を備える者の確認方法や実地検査の方法、その他検査の実施主体などが、新たに規定されております。

イとして、先ほどの委員会指示の内容で説明しました操業の制限の適用除外の要件となっております関係者間の合意について、関係者と合意の内容について、それぞれ具体的に明記されております。

その他、資料に記載はございませんが、区域等の表現の変更や年次の変更となっております、1ページめくっていただき5ページから30ページにかけ委員会指示や事務取扱要領の新旧対照表や成文が添付されておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

なお、当該委員会指示につきましては、30日の審議で異議なく決定され、翌日の12月1日付けで第2号指示として発動されております。

また、日高管内では、4隻の漁船が、当該指示に基づく承認を受けていることを申し添えます。

かじきにつきましては以上です。

続きまして、秋サケに関係する報告事項4件につきましてご説明いたします。

資料31ページをご覧ください。

この資料は、11月20日現在における全道の秋サケ漁獲尾数、金額を取りまとめたものです。

全道の漁獲尾数は、右の方にずれてもらいまして、全道総計で、1,919万5千尾、前年同期の65.4%となっております。

金額につきましては、一番下の段、真ん中になりますが、全道総計で、381億2千万円、前年同期の59.7%となっております。

左の欄に戻っていただきまして、海域別の漁獲尾数につきましては、前年同期の比率のみ説明しますが、上から、オホーツク海域は、前年同期の76.0%、根室海域は70.0%、日高管内えりも以東海域を含む、えりも以東海域の全体では、89.4%、えりも以西の日高管内を含む、えりも以西海域全体では、22.7%、日本海海域にあつては、28.9%となっております。

その他詳細につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、2点目、秋サケの捕獲採卵の状況につきまして、1枚めくっていただき、33ページをご覧ください。

全道の捕獲採卵の状況について、北海道さけます増殖事業協会が11月20日現在で取りまとめた資料になります。

上段の表、左側にあります親魚捕獲数につきましては、一番下の段、全道計にまいりまして、捕獲計画は118万5,950尾に対しまして、その隣、実績は321万4,113尾、達成率でいくと271%となっております。

次に、右側の採卵数ですが、全道計で、採卵計画11億3,299万粒に対しまして、実績は、11億6,798万粒、達成率は、103%となっております。

海区別の捕獲計画、採卵計画のほか、下段の期別、海区別の採卵状況につきましては、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続きまして、3点目の秋サケの来遊状況につきまして、1枚めくっていただきまして、35ページをご覧ください。

当該資料は、さけます・内水試において、令和5年の前中期の、秋サケの来遊数の暫定値を取りまとめた資料になります。

文面をご覧ください。

令和5年の前中期の秋サケ来遊数、これは、沿岸漁獲尾数と河川捕獲尾数を合計したのになります。全道の来遊数は2,123万尾、予測値の64%、前年同期の68%となり、来遊数のうち河川捕獲数は286万尾、予測値の75%、前年同期の84%、年齢別の来遊数は、5年魚が496万尾、予測値の55%、前年同期の184%、4年魚が1,495万尾、予測値の69%、前年同期の66%、3年魚が126万尾、予測値の51%、前年同期の21%、とのことをごさいます。

裏面に参りまして、本年の前中期の来遊数につきましては、右側、図1のとおり、昨年同期を大きく下回っており、概ね平成30年並みの水準とのことです。

生まれた年別の来遊数につきましては、図2でございしますが、平成13年級以降、減少傾向が続いてきましたが、5年魚として本年帰ってきた平成30年級が、平成26年級を上回る水準となるとのことをごさいます。

次に年齢の割合につきましては、図3でございしますが、年級別の年齢割合の推移につきましては、平成20年級以降、赤と緑の棒の部分が右肩上がり増加しており、つまり3年魚、4年魚の割合が増加して5年魚の割合が減少するという、弱齢化という傾向が続いているとのことです。

一時、平成28年級で5年魚の割合が増加し、成熟年齢の若齢化に歯止めがかかったと見られましたが、それ以降再び5年魚の割合が減少し、若齢化の傾向が強まってきているというふうにかがえるとのことをごさいます。

魚体重につきましては省略いたしますので、後ほどお目通しいたきたいと思ひます。

続きまして、4点目の全国における捕獲採卵、漁獲状況につきまして37ページをご覧ください。

詳細は、後ほどお目通しいたきたいと思ひますが、資料の一番下から3行目に全国の合計の数字がございまして、沿岸来遊数につきましては、全国で約2,220万尾となり、前年比で67%という全国の来遊状況となっておりますが、このうち、本州の来遊数につきましては、太平洋側がパーセンテージでいきますと、前年比19%、日本海側が、前年比28%、本州合計で、前年比の25%という状況になっており、平成に入って以降で最も少ない状況とのことをごさいます。

連合海区での、秋サケ関係の報告事項は以上になりますが、会議では、このままでは漁業経営や増殖事業の運営が不安視されるため、原因究明と現状の打開策を早急に導き出してほしいとの意見要望のほか、不漁の原因をすべて気候変動に求めるのではなく、8月に回帰するサケのメカニズムを解明してほしい、気候変化に対応するサケの遺伝子を守ることが大切で、他の生物の例などからも学んでほしいなどの意見要望が出されております。

会議の詳細につきましては、近日中に連合海区のウェブサイトにも議事録も公表されますので、ウェブ上でご覧いただくか、お手数ですが、事務局にご連絡をいただけましたら送付等させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

最後になります、報告事項の2、管内の秋サケ漁獲状況について報告致します。

右肩に報告事項2と記載された、横表の資料をご覧願います。

当該資料は本年度の速報値ですが、一番下、日高管内計としては、重量で456トン、前年比23%、尾数でまいりますと14万5千尾で前年比23.5%、金額は4億1千6百万円、前年の24.4%となっております。

1枚めくっていただきまして、本年の状況が平年と比較してどうだったかという点で、直近5ヶ年の平均値と比較した表となっておりますが、一番下にありましており、5年平均値と比較しますと、重量、尾数、金額のいずれも14%前後となっております、前年比よりさらに低い水準となっております。

また、さらに過年度と見比べる資料を3ページ目に添付してございますが、グラフでご覧いただけますとおり、一昨年、令和3年は、約1,200トン、12億3千万円で記録的な不漁年と言われ、翌令和4年はその一昨年来若干上回る結果となったところですが、本年は、記録的な不漁と言われた令和3年を更に下回る結果となっております。

以上で、報告事項2並びに報告事項3の報告を終わります。

議長 　　ただいまの報告事項に関し、ご質問等はございませんか。

委員一同 「(ありません)の声」

議長 　　それでは、本日予定していましたが、皆さんから何かございませんか。

神田副会長 　　1点伺います。  
知事許可を持つ漁船漁業者が廃業した場合の取扱いはどういう風になるのか。  
例えば知事に返納するとか、譲渡、売買するとかが可能か説明をお願いしたい。

松枝係長 　　取り扱いとしては、廃業したら廃業届になります。  
売買については、知事許可において売買に関する法的な規定はありません。  
ご質問の事例を確認させていただき、個別に回答いたします。

神田副会長 　　わかりました。  
それではよろしく申し上げます。

議長 　　このほか、何かございませんか。

委員一同 「(ありません)の声」

議長 　　事務局から連絡事項などありませんか。

事務局長 　　次回の委員会の予定につきましてご連絡いたします。  
例年、4月から翌年3月までを管理期間とする、くろまぐろ、すけとうだら、するめいかの当初配分案に関する諮問のほか、知事許

可漁業に関する諮問が2月中下旬にあると思いますので、次回委員会を3月中頃に開催していきたいと考えております。

年が明けましたら、あらためまして、日程調整をさせていただきますので、宜しくお願ひ致します。

事務局からは以上です。

議長

それでは、これで本日の委員会を終了いたします。  
みなさま、お疲れ様でした。

《 閉 会 》